

# 消費税軽減税率対応セミナー

令和元年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

日時・場所：6月18日（火） 14時～16時

遠賀町中央公民館 視聴覚室

（遠賀町今古賀 513 293-1355）

参加費無料



## ～説明会内容～

○制度の概要、準備事項、請求書等の記載方法の変更内容

○軽減税率制度対策補助金の説明

講師：九州北部税理士会 芦屋町商工会専担税理士 澤田 一弘 氏

※補助金を受給するためには令和元年9月30にまでにレジの導入・システム改修を終え、支払いが完了している必要があります。

お申込は、最寄りの商工会へFAX又は持参するか、HP又はスマホから！！

事業所名			
参加者名			
役職等		所属商工会	岡垣・芦屋・遠賀・水巻
連絡先	TEL	FAX	

【お申込や内容についてのお問合せ先】※消費税軽減税率対応セミナー

岡垣町商工会 TEL093-282-0294 FAX093-283-0198  
芦屋町商工会 TEL093-222-2111 FAX093-222-1201  
遠賀町商工会 TEL093-293-0165 FAX093-293-7196  
水巻町商工会 TEL093-201-7551 FAX093-202-9699

PCは、HPから

スマホは、QR  
コードから



岡垣町商工会 検索